

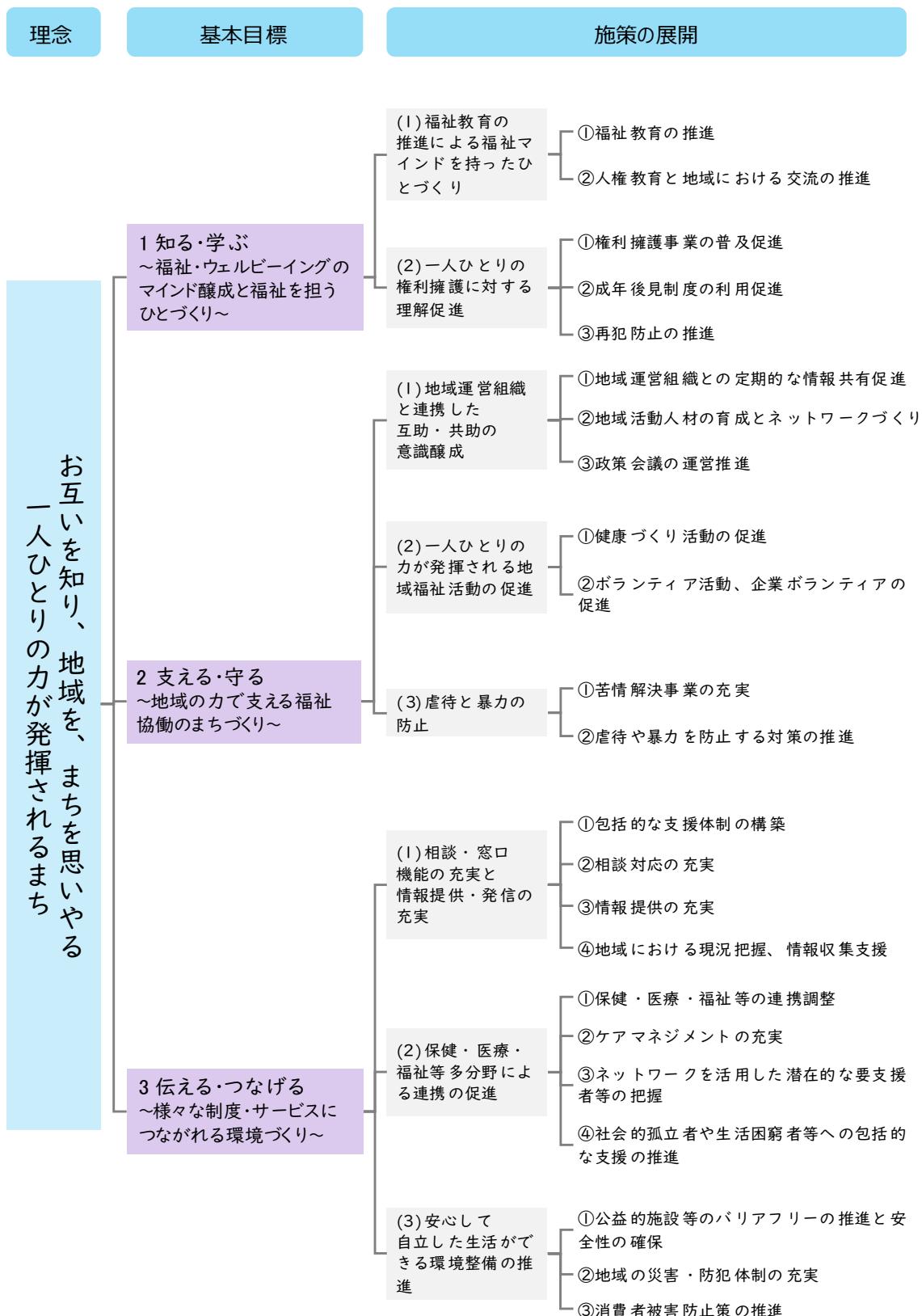
閲覧用

# 1 地域福祉計画

令和8年3月 改定

案

# 邑南町 地域福祉計画 体系図



## <数値目標一覧>

### 基本目標1 知る・学ぶ～福祉・ウェルビーイングのマインド醸成と福祉を担うひとづくり～

施策の展開	数値目標		
(1) 福祉教育の推進による福祉マインドを持ったひとづくり	「集落や地区の人が困っていたら手助けをする」と答える割合 令和7年度 55.8%	⇒	令和12年度 70.0%
(2) 一人ひとりの権利擁護に対する理解促進	年間の啓発・広報イベント開催回数 令和6年度 1回	⇒	令和12年度 3回

### 基本目標2 支える・守る～地域の力で支える福祉協働のまちづくり～

施策の展開	数値目標		
(1) 地域運営組織と連携した互助・共助の意識醸成	地域運営組織の設立数 令和7年度 3地区	⇒	令和12年度 12地区
(2) 一人ひとりの力が發揮される地域福祉活動の促進	ボランティア登録団体数 令和7年度 26団体	⇒	令和12年度 30団体
(3) 虐待と暴力の防止	—	—	—

### 基本目標3 伝える・つなげる～様々な制度・サービスにつながれる環境づくり～

施策の展開	数値目標		
(1) 相談・窓口機能の充実と情報提供・発信の充実	町のサービスに関する情報を得られている人の割合 令和6年度 64.1%	⇒	令和12年度 75%
(2) 保健・医療・福祉等多分野による連携の促進	保健・医療・福祉等の多分野が集う会議の開催数 令和6年度 4回	⇒	令和12年度 5回
(3) 安心して自立した生活ができる環境整備の推進	過去1年間に防災訓練に参加したことがある人の割合 令和6年度 46.3%	⇒	令和12年度 60.0%

## 計画の柱

「お互いを知り、地域を、まちを思いやる 一人ひとりの力が発揮されるまち」の実現を目指して、次の3つの基本目標を設定し、施策を展開します。

### I-1 知る・学ぶ～福祉・ウェルビーイングのマインド醸成と福祉を担うひとづくり～

福祉・ウェルビーイング<sup>1</sup>の概念に共感し、他者を支える気持ちを醸成し、地域の福祉を担う人・組織づくりを推進します。ものごとへの向き合い方や心の持ち方と、技術や知識の2つの側面からひとづくりに取り組みます。

- (1) 福祉教育の推進による福祉マインドを持ったひとづくり
- (2) 一人ひとりの権利擁護に対する理解促進

### I-2 支える・守る～地域の力で支える福祉協働のまちづくり～

邑南町の魅力は地域まるごとで福祉を支える意識が形成されている点にあります。しかしながら、高齢化等が進んだ現在、これまで以上に多様なプレイヤーとの連携による“総合力”の発揮が求められます。地域の総合力で、幸せな地域社会＝共生社会の構築を目指して取り組みを推進します。

- (1) 地域運営組織<sup>2</sup>と連携した互助・共助の意識醸成
- (2) 一人ひとりの力が発揮される地域福祉活動の促進
- (3) 虐待と暴力の防止

### I-3 伝える・つなげる～様々な制度・サービスにつながれる環境づくり～

良い制度・サービスがあっても、知らなければつながることさえできません。支援を必要とする人が必要な制度に適時、適切にアクセスできるように、後押しできる環境づくりを進めます。

- (1) 相談・窓口機能の充実と情報提供・発信の充実
- (2) 保健・医療・福祉等多分野による連携の促進
- (3) 安心して自立した生活ができる環境整備の推進

<sup>1</sup> ウェルビーイング：「自分らしく、満ち足りた生活を送ること」といった意味合いを指す言葉です。

<sup>2</sup> 地域運営組織(RMO)

地域運営組織(Region Management Organization)とは地域の生活や暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が 定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のことを言います。令和6年度から邑南町版地域運営組織の形成推進に取り組んでいます。

## 1-1 知る・学ぶ～福祉・ウェルビーイングのマインド醸成と福祉を担うひとづくり～

### (1) 福祉教育の推進による福祉マインドを持ったひとづくり

#### 1) 現状と課題

- 本町は高齢者のみの世帯及びひとり暮らし高齢者世帯が増加しているとともに、高齢者の就労期間延長や共働き世帯、ひとり親世帯、移住者世帯の増加や核家族化により、家庭における介護力や育児力の低下が懸念されます。
- 支援者の高齢化等により、「いきいきサロン」等、住民主体の小地域活動の開催が難しくなっています。平均寿命が伸びるなかで「健康寿命」を延伸するため、自助努力に加えて個人と地域でできる健康づくりや支え合いの推進を図ることが重要です。
- 地域での生活には、高齢者の見守りや地域の子育て支援といった相互扶助の機能が必要ですが、既存自治会や集落等においては人口減少・高齢化の影響から各種役を担う負担の増大が課題となっています。
- こうしたことを背景に、邑南町では自治会や地域団体等を統合し、新たな地域コミュニティの形として地域運営組織づくりを推進しています。
- 地域福祉の推進や健康づくりを住民一人ひとりが自らの課題と捉え、積極的な関わりを持つとともに、地域運営組織、自治会・地区社協等の地域組織やボランティア、NPO 法人<sup>3</sup>による住民参加の活動を推進するために、町社会福祉協議会等の関係機関との連携を今後も強化することが必要です。

#### ■アンケート調査結果

- 令和6年度に実施したアンケート調査では、地域活動に現在「取り組んでいる」人が 34.6%（前回調査結果：33.7）で「取り組んでいない」人の 44.8%（38.9）を下回っています。「一応取り組んでいる」人の 18.7%を加えると、53.3%の人が地域活動に参画している状況です。
- 前回調査と比較すると、地域活動に「取り組んでいる」人の割合は約 1 % 増加しています。
- こうした状況のなか、高齢者福祉や障がい者福祉、子育て・児童福祉各分野においても、地域人材の活用、そして福祉目線を持った地域づくりを主体的に計画・実践できる人材の育成が求められています。

---

<sup>3</sup> NPO 法人：特定非営利活動法人。県知事が認可する社会的な公益活動を行う非営利組織です。

## — アンケート調査結果からみられた現状 —

- あなたの身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか。（問 12）

「災害などの非常時の救助や救援」が 40.9%で最も高くなっています。次いで「独居や高齢者ののみの世帯の身の回りの世話」が 34.1%、「草刈り・ゴミ拾いなどの美化活動」が 33.7%で続いています。

- あなたは、地域活動に取り組んでいますか。（問 25）

「取り組んでいない」が 44.8%で最も高く、次いで「取り組んでいる」が 34.6%、「一応取り組んでいるが熱心ではない」が 18.7%となっています。

## — 関係団体<sup>4</sup>へのヒアリング結果からみられた課題 —

- 住民に参加してほしい、活動に理解を深めてほしいという声が上がっている

担い手不足やメンバーの固定化などの課題から、住民に対して積極的に参加してほしいと思っている団体が多くあります。また、理解してもらえても参加につながらないという声も上がっています。

- 地域福祉に対する関心が薄い

個人意識の強まりや、差し迫った状況にならないから地域福祉への関心が薄い、障がい者や高齢者の生活の様子を知らないから身近に感じられないのではないか、などの意見がみられます。

## 2)数値目標

令和7年度に行った邑南町総合振興計画のアンケート調査結果では、「集落や地区の人が困っていたら手助けをする」と回答した人の割合は 55.8%でした。

令和 12 年度（目標年次）においては、この割合を 70%にすることを目標として、以下の取り組みを展開します。

### 「集落や地区の人が困っていたら手助けをする」と答える割合

令和7年度	⇒	令和12年度
55.8%		70.0%

<sup>4</sup> 関係団体：町内で地域福祉や高齢者福祉、障がい者福祉に携わっている機関・団体・事業所。地区社協、民生児童委員協議会、ボランティア団体、社会福祉法人、障がい者当事者団体等。

### 3)今後の方向

#### ①福祉教育の推進

項目	内容
保育所、学校等が行う 福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設や特別支援学校等との交流を通して高齢者や障がい者の理解の促進が図れるよう、中学校区ごとに作成したふるさと教育全体計画に基づき、関係機関と情報交換等行いながら支援します。</li> <li>・学校の授業等で地域の高齢者との交流の機会をつくることにより、文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。</li> <li>・福祉体験教室（擬似体験、手話等）を支援します。</li> </ul>
地域単位での 幼少期からの 福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールやおおなん学を通じて、地域資源（ひと・もの・こと）とのつながりづくりや具体的な活動につなげていきます。</li> </ul>
地域福祉推進月間や 福祉週間の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、月間に地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保し、関係機関や地域・団体等と共に活動を推進します。</li> <li>・住民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。</li> </ul>
連携のとれた 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町社会福祉協議会による各小・中学校との情報・意見交換等により、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。</li> <li>・児童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座（手話・点字・擬似体験）を支援します。</li> <li>・高齢者・障がい者等各種ボランティア養成講座の開催を支援します。</li> <li>・企業や事業所、地域運営組織・自治会などへも働きかけを行い、「あいサポート運動」の推進を図ります。</li> </ul>
担当課・公民館が行う 福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者教室や世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。</li> </ul>
地域運営組織、自治会、 地区社協などの地域が 行う福祉教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域運営組織、自治会や地区社協等が「あいサポート運動」をはじめ福祉活動・教育を推進できるよう支援します。</li> </ul>

## ②人権教育と地域における交流の推進

項目	内容
連携を綿密にした 人権教育の啓発・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と人が豊かに共生していくために、各関係機関相互が日常的に交流を図って連帯意識を高め、お互いが尊重し合える人権教育を啓発・推進します。</li> <li>人権・同和問題について正しい認識を深める学習、人権週間等を通じて学校・家庭・地域・職域等と連携して人権意識の高揚を推進します。人権・同和教育啓発推進講座の実施を継続し地域への波及を深めます。</li> </ul>
ふるさと教育 (おおなん学) の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校でふるさと教育(おおなん学)、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切にした学習活動の実践をふるさと教育全体計画に基づき推進します。</li> <li>各地区公民館が主体となって展開している、地域主体で子どもたちに体験活動を提供する「地域学校」を今後も推進し、子どもたちに地域のすばらしさを伝えていきます。</li> </ul>
世代間交流による 伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>国指定文化財等を活用し、世代間交流を通じて伝統文化の継承を推進します。</li> </ul>
ふれあいサロンの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>町社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。</li> </ul>
外国人も含めた 地域共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本をルーツとしない外国人世帯も徐々に増加していることを踏まえ、多様な背景と文化の差異を認識しながら権利を大事にする考え方を共有し、共生社会の推進に取り組みます。</li> </ul>

## (2)一人ひとりの権利擁護に対する理解促進

### 1)現状と課題

- 認知症や障がいについての偏見や差別、人権の侵害や学校でのいじめは、差別やいじめを受ける当事者の社会参加や地域生活を不適に制限するだけでなく、差別・いじめをする側の生き方を問われることでもあることから、地域課題として捉え、早急に解決していく環境づくりが求められています。
- 地域学校などのふるさと教育や世代間交流を通じて、地域の文化や福祉課題を知る機会を広げ、地域活動や行事・イベント等への参加や、福祉課題解決の担い手づくりにつなげていくことが大切です。
- 身近で福祉に関われる機会として、保育所（園）での高齢者との共同活動や、小・中学校における福祉体験教室、町社会福祉協議会のサマーボランティアスクール、「あいサポート運動<sup>5</sup>」などが実施されています。
- 高齢者福祉や障がい者福祉、子育て・児童福祉等の各分野において、利用者がサービスを選択・決定する仕組みが整えられていますが、判断能力の低下、障がい特性により必要なサービスの情報を得ることや、選択や利用契約に支障が生じる状況がみられ、必要な人に必要なサービスが行き届くよう今後も努めることが必要です。
- 利用者とサービス提供事業者の対等な関係を確保するための仕組みづくりと、問題が発生したときの解決や改善を迅速に対応できる体制の整備が求められています。
- サービスの提供状況を第三者が点検・評価できる体制を整えることも大切です。
- 国では検挙人員に占める再犯者の割合が上昇していることから、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで再犯防止が大きな課題となっており、平成28年12月より「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されています。
- 本町においても、犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰し、再び罪を犯さないようにして安全・安心な社会をつくるため、再犯防止の取り組みを進めていく必要があります。

### ■アンケート調査結果

- アンケート調査では、地域における福祉課題の解決にあたり「行政の手の届かない福祉課題については、住民がともに取り組むべき」の割合が45%と高くなっています。次いで「住民が地域の福祉課題に自主的に取り組み、それに対して行政は支援すべきである」が26%でした。

---

<sup>5</sup> あいサポート運動：様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポート』の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を住民みんなでつくっていく運動です。

## — アンケート調査結果からみられた現状 —

- 社協が行う活動・支援として今後充実してほしいものは何ですか。（問 35）

「権利擁護センター事業」の充実を期待されていると回答した人の割合は 3.5%と低調となっています。その他「ボランティア活動への参加促進と支援」は 3.2%、「学校への福祉教育や地域住民への福祉に関する理解の普及啓発」は 4.4%、「サマーボランティアスクールなどの福祉教育事業」は 1.1%となっており、地域での福祉教育などへの期待も低い状況です。

### 2) 数値目標

令和6年度の「年間の啓発・広報イベント」開催数は1回でした。令和12年度においては、3回の開催を目標として、以下の取り組みを展開します。

#### 年間の啓発・広報イベント開催回数

令和6年度

⇒

令和12年度

1回

3回

### 3) 今後の方向

#### ①権利擁護事業の普及促進

項目	内容
権利擁護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・広報やホームページの活用、地域で出前講座などを実施し、権利擁護及び成年後見制度について住民に広く周知していきます。</li><li>・権利擁護センターを中心に、後見人支援、相談機能の拡充、担い手育成、活動の促進に努めます。</li></ul>
日常生活自立支援事業 <sup>6</sup> の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・判断能力が不十分となった人に対して、町社会福祉協議会が配置する生活支援員が意思決定支援や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに、情報提供に努め利用の促進を図ります。</li><li>・継続的な事業の運営に向けて人材養成を目的とした講座等を開催し、人員体制の整備を図ります。</li></ul>

<sup>6</sup> 日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う制度です。

援助内容として以下のものがあります。

- ①福祉サービスの利用援助
- ②苦情解決制度の利用援助
- ③福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④日常的金銭管理

項目	内容
民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員・児童委員が地域活動を基に把握した生活実態から要援護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。

## ②成年後見制度の利用促進

項目	内容
成年後見制度 <sup>7</sup> の普及・促進	・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、成年後見人等が支援します。 ・広報誌やホームページへの掲載などにより啓発活動を行い、成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。 ・親族や専門職等が後見人となることができない場合は、町社会福祉協議会が後見受任します。 ・低所得者における成年後見制度の利用に係る報酬助成や町長申立 <sup>8</sup> の費用の公費負担を継続します。

成年後見制度には次のようなタイプがあります。

区分	本人の判断能力	援助者	
後見	全くない	成年後見人	監督人を選任することができます。
保佐	特に不十分	保佐人	
補助	不十分	補助人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

## ③再犯防止の推進

項目	内容
再犯防止の取り組みの周知・啓発	・保護司等更生保護ボランティアの活動について、町民の理解と関心が得られるよう、広報活動及び意識啓発に努めるとともに保護司等の人材確保を支援します。 ・「社会を明るくする運動」関連行事の円滑な開催を支援及び広報し、再犯防止や更生保護に関する理解を促進します。

<sup>7</sup> 成年後見制度：成年後見制度とは認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分でない人を保護するための制度です。

<sup>8</sup> 申立：申立ては、原則として、本人が住んでいるところの家庭裁判所に行います。申立てができるのは、本人、本人の家族などです。

項目	内容
社会復帰の支援	・犯罪を犯した人の円滑な社会復帰に向けて、関係団体、関係機関と連携し、就労体験及び就労に向けた相談支援、住居の確保、進学等を支援します。

## 1-2 支える・守る～地域の力で支える福祉協働のまちづくり～

### (1) 地域運営組織と連携した互助・共助の意識醸成

#### 1) 現状と課題

- 令和7年度より、町内的一部の地区で地域運営組織（RMO）が設立され、従来の自治会とは異なる新たな体制による地域運営が始まりました。また、複数の地区で地域運営組織への移行を検討する動きがあります。
- 地域運営組織に認定された地区には「地域マネージャー」と呼ばれる人材を町の財政的支援のもと配置することができます。
- 地域マネージャーには、人口減少・高齢化が進行する地域における地域運営上の課題解決が求められていますが、あわせて地域福祉についても俯瞰して見ることが期待されています。
- 地域には民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等のこれまで福祉を担ってきた人材や組織がありますが、こうした人・組織はいずれも高齢化等により多くの地区で活動の継続性等において課題を抱えています。
- ヒアリング等においては、地域の中のつながりが暮らしの安心感につながっているといった声が聞かれ、互助・共助の意識はいまだに強く根付いていることがうかがえます。
- 地域の中での生活課題等の発見には、民生委員・児童委員を中心とした地域のネットワークの構築が必要です。

## — アンケート調査結果からみられた現状 —

- 地域における様々な福祉課題を解決するうえで、行政とあなたを含む地域住民との関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。（問 15）

「行政の手の届かない福祉課題については、住民が共に取り組むべきである」が 45.0%（前回値 43.2）で最も高くなっています。次いで「住民が地域の福祉課題に自主的に取り組み、それに対して行政は支援すべきである」が 26.2%（同 28.2）、「わからない」が 17.9%（16.7）で続いています。

- 地域における人との付きあいや地域との関わりについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。（問 21）

「隣人との助け合いや付きあいを大切にしたい」が 43.5%（同 41.3）で最も高くなっています。次いで「住民が相互に協力して地域をよくする活動に参加していきたい」が 25.0%（同 26.0）、「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わるほうがよい」が 14.2%（13.8）で続いています。

## — 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

- 高齢化などによる担い手の不足と参加者の減少

活動主体の人材の高齢化や、メンバーの固定化、若い世代の参加がないといった声が挙がっています。それに伴い、活動が少なくなっている団体もみられます。

### 2) 数値目標

令和6年度時点では町が認定する地域運営組織はゼロでしたが、令和7年度4月1日付で3地区が認定を受けました。令和12年度においては、**地域運営組織設立数を12地区**とすることを目標として、以下の取り組みを展開します。

#### 地域運営組織の設立数

令和7年度

⇒

令和12年度

3地区

12地区

### 3)今後の方向

#### ①地域運営組織との定期的な情報共有促進

項目	内容
地域運営組織形成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存自治会等を対象として、地域運営組織化の目的や地域運営組織認定後の福祉協働のまちづくりの重要性に関する情報提供を行います。</li> <li>地域運営組織形成支援と合わせて、地域に福祉的観点の重要性についてわかりやすく伝えます。</li> </ul>
地域運営組織との定期的な情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域運営組織の活動報告会等の機会を活用し、福祉協働のまちづくりに向けた情報共有に取り組みます。</li> </ul>
地区活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域運営組織・自治会・集落等身近なネットワークの構築等により、住民自らが課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。</li> <li>課題解決を地域主体で先行的に行っている地区を参考に、応用できる取り組みを他の地区にも広げていけるよう支援します。</li> <li>地区単位で、「相談」「集いの場」「生活支援」の3つの機能を発揮できるよう、地区的取り組みを支援します。</li> </ul>

#### ②地域活動人材の育成とネットワークづくり

項目	内容
公民館の活用と地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の未来を創造する公民館として、地域住民と行政の「協働づくりの場」として事業展開をしていきます。</li> <li>コミュニティ・スクールやおおなん学、地域課題の学習やネットワークづくりを通じて、具体的な地域活動につなげていきます。</li> </ul>
地域リーダーの育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関、団体、組織（地域運営組織・自治会・地区社協・公民館等）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成が図れるよう努めます。</li> <li>地域の行事等を通じて次代を担う若い世代の地域活動への参加を促進し、リーダーの育成を図ります。</li> <li>ボランティアの地域における役割を明確化し、地域でできることに取り組んでいくよう支援します。</li> <li>地域マネージャー等を対象とした地域福祉に関する研修機会を設け、地域福祉人材としての育成に努めます。</li> </ul>

項目	内容
福祉課題や生活の困りごとに対応するための仕組みづくりに向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターが各第2層協議体<sup>9</sup>（地域支え合い会議）と連携し、生活の困りごとを身近な地域で解決するための仕組みづくりに向けて、支援していきます。</li> <li>・地域運営組織に配置できる地域マネージャー等との連携、情報共有に努めます。</li> <li>・役場福祉部局・保健部局、町社会福祉協議会、地域マネージャーを中心とした基礎的単位を構成し、地域の福祉を考える枠組みを構築します。</li> </ul>

### ③政策会議の運営推進

項目	内容
福祉部局とまちづくり部局の横断型連携会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場福祉部局とまちづくり部局をコアとして、部局横断型の情報共有と政策・制度についての検討・研究する体制（政策会議）を引き続き運営していきます。</li> <li>・必要に応じて、町社会福祉協議会等民間団体等にも参画してもらい実効性を高める取り組みを推進します。</li> </ul>

<sup>9</sup> 第2層協議体：互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めるために、助け合い活動をともに創出し、充実させていく組織のことを指します。邑南町においては「地域支え合い会議」と同義です。

## (2)一人ひとりの力が発揮される地域福祉活動の促進

### 1)現状と課題

- 地域で安心して充実した生活を送るには、住民一人ひとりが福祉や健康づくりに関心を持ち、住民参加による健康・福祉のまちづくりをすることが重要です。
- 令和7年度には「スポーツによるまちづくり方針」が策定されるなど、スポーツに親しむ環境づくりに向けた機運醸成が図られています。
- 近年、食による交流として地域食堂等の取り組みが各地区で取り組まれ始めており、地区の子どもからお年寄り、移住者世帯や外国人世帯等もともに交流する機会が生まれています。
- こうした活動を主体となって取り組むボランティアの個人や団体をバックアップする団体も活躍しています。

### ■アンケート結果より

- アンケート調査結果から、身近な地域で住民が取り組むべき課題として「健康づくりの意識や知識の向上」と回答した人は 15.6%でした。
- ボランティア活動においては「取り組んでいる」が 12.9%、「一応取り組んでいるが熱心ではない」が 9.2%にとどまっており、前回値よりも 3.2 ポイント減少し、80 代を除く世代で 60% 前後の人人がボランティア活動に取り組んでおらず、ボランティアへの参加や理解が進んでいない状況が続いています。

### 2)数値目標

ボランティア登録団体数は、令和7年度は 26 団体でした。令和 12 年度においては、30 団体とすることを目標として、以下の取り組みを展開します。

#### ボランティア登録団体数

令和7年度	⇒	令和12年度
26団体		30団体

### 3)今後の方向

#### ①健康づくり活動の促進

項目	内容
地域や人とのつながりを通じた健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や関係機関・団体と連携し、人とのつながりや支え合いを大切にし、町民の健康意識を高め、心身の健康づくり、介護予防、生きがいづくり、社会活動を推進します。</li> <li>・子どもの心身の成長・発達を支える家庭・保育所・学校との連携、職場における健康づくり、通いの場を通じた介護予防など、健康に関心の薄い人も含めた個人の健康を支える環境づくりを推進します。</li> </ul>

#### ②ボランティア活動、企業ボランティアの促進

項目	内容
各団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ、障がい者団体等の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。</li> </ul>
ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアへの参加が少ない青壮年層を中心にボランティア活動についての情報提供や参加機会の提供、参加の呼びかけを行います。</li> <li>・町社会福祉協議会が設置しているボランティア活動団体連絡協議会により、各ボランティア団体が連携し、加入者の確保を図ります。</li> </ul>
一般企業等のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、金融機関、商店で行われている地域の見守りや声かけの継続とともに、企業の社会貢献意識の高まりを足がかりに、一般企業の取り組みが広がるような啓発を進めます。</li> </ul>
ボランティア団体間の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。</li> <li>・ボランティア活動団体連絡協議会を通して横のつながりを促進し、情報提供を行いながら既存のボランティア団体の活動が活性化するよう支援に努めます。</li> </ul>
NPO法人の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO 法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。</li> <li>・相談支援や情報提供など、現在活動している NPO が運営を継続できるよう支援を図ります。</li> </ul>
就労的活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がいのある人も、担い手として活躍できる地域での支え合いの取り組みの一環として、就労的活動への参加を促進します。</li> </ul>

### (3)虐待と暴力の防止

#### 1)現状と課題

- 高齢者、児童及び配偶者に対する暴力・虐待については、虐待防止法<sup>10-11</sup>やDV防止法<sup>12</sup>のほか、障がい者についても虐待防止法<sup>13</sup>が施行されており、町へもそれぞれのマニュアルによる適切な対応が求められています。
- 近年、本町においても高齢者虐待や児童虐待などが発見されています。
- そのような事例においては、それぞれの家庭において家族関係、失業や経済的な問題、介護負担が要因となる重層的な問題を抱えていることが多く見られます。
- 児童や高齢者、障がい者の権利擁護と自立支援の観点からも、相談や発見を早期に行い問題の解決を図るための体制の整備、家族に対する支援の充実が求められています。
- 地域の潜在的な暴力や虐待の発見には、民生委員・児童委員を中心とした地域のネットワークの構築が必要です。

#### 2)今後の方針

##### ①苦情解決事業の充実

項目	内容
サービス事業者が行う 苦情解決	・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置するとともに、第三者委員会、さらには島根県運営適正化委員会を通じて、公平・適切な立場で苦情や不満の解決を図るよう支援します。
介護サービス相談員 派遣事業の実施	・介護保険サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行いサービスの質の向上を図ります。
福祉サービスの 客観的な評価	・福祉サービスを提供する事業者のサービス内容について、公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的・客観的な立場から評価し、その結果の公表を進めます。

<sup>10</sup> 高齢者虐待防止法：「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

<sup>11</sup> 児童虐待防止法：「児童虐待の防止等に関する法律」

<sup>12</sup> DV防止法：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

<sup>13</sup> 障害者虐待防止法：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

## ②虐待や暴力を防止する対策の推進

項目	内容
高齢者、障がい者、児童、配偶者に対する虐待・暴力の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者、障がい者の虐待防止に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、発見や通報には関係機関と連携し、各虐待対応マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応します。</li><li>・児童虐待防止及び早期発見、早期対応を図るため、子どもまるごと相談室が邑南町要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し相談・支援体制の機能強化及び周知を図ります。</li><li>・男女共同参画社会の実現に向けて、県の男女共同参画サポーターと密に連携しながら意識啓発に努めます。</li><li>・女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。</li><li>・必要に応じて警察の立入調査を要請します。</li></ul>

## 1-3 伝える・つなげる～様々な制度・サービスにつながれる環境づくり～

### (1)相談・窓口機能の充実と情報提供・発信の充実

#### 1)現状と課題

- 近年、経済的な問題や介護負担、子育てなど複合的な課題を抱えるケースがみられます。
- そうした複合化・複雑化した支援ニーズに包括的に対応できるよう、誰ひとり取り残さない支援をめざし、相談・窓口機能の充実に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 高齢者の退院時の在宅療養や介護サービスの利用の相談、消費者問題では、どこに相談すればいいのかわからず、不安が増長し解決に時間がかかることが指摘されており、公的な相談窓口をわかりやすくすることが求められています。
- 本町においては、各地区公民館を中心に福祉サービスや防災、救急救命など時代に即したテーマで学習が行われています。今後も、地域において住民自らが、地域運営組織、自治会や地区社協等の地域組織、ボランティア団体等で自主的にまた地域ぐるみで医療・介護や福祉等についての学習を進めることにより理解を深めることができます。
- 身寄りのない人が徐々に増加してきている現状を踏まえ、そうした人が地域社会から孤立せず社会参加ができる環境を整えていくことが求められます。
- 災害時の個別避難計画作成等を通じて、緊急時の連絡相手等を把握することなどが重要となります。

#### ■アンケート調査結果

- アンケート調査では、福祉に関する知識や情報の入手先として、「町の広報紙」が62.1%となっており、多くの人が利用しています。高齢者や障がい者も含め、誰にとってもわかりやすい情報提供を行う必要があります。
- 困りごとがあった際の相談先としては、アンケート調査によると家族や親戚、友人等に相談する傾向にあります。また、7.2%の人が「誰に相談したらよいかわからない」「相談する相手がない」と回答しており、福祉制度やサービス利用における相談先として町や地域包括支援センターの認知度を今後も広げ、いつでも相談のできる関係づくりを進めていく必要があります。

## — アンケート調査結果からみられた現状 —

- あなたは、あなた自身や家族などが生活するうえで困ったとき、誰に相談、あるいはどこに相談しようと思いますか。（問9）

「家族」が77.2%で突出しています。「友人」が34.8%、「親戚」が30.4%、「町役場の窓口」が29.3%で続いています。

- あなたは福祉に関する知識や情報をどのように入手していますか。（問49）

「町の広報紙」が62.1%で最も高くなっています。次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が51.0%、「家族・親戚」が21.6%で続いています。

- 福祉サービスの利用者が、自分が必要とする最適なサービスを安心して利用するために、どのようなことが必要だと思いますか。（問51）

「サービスに関する情報提供の充実」が67.9%で最も高くなっています。次いで「サービスに関する身近な相談の場の充実」が52.3%、「行政や福祉サービス事業者の情報公開」が34.7%で続いています。

## — 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

- 相談しやすい体制を整える必要がある

何かあった時に、どこに相談すればいいかがわかりやすいシンプルな仕組みや、ワンストップで対応できる体制づくりが必要という意見がみられます。

- 複合的な課題を抱えている人に対しての支援が必要

専門家や関係機関と連携し、課題の解決に向けての取り組みが必要という声が挙がっています。まずは孤立を防ぎ、人の関係をつくることで課題の改善につながる可能性があるという意見が出ています。

## 2)数値目標

相談機能の充実を目標とし、指標を「町のサービスに関する情報を得られている人の割合」（アンケート調査）とします。令和6年度は64.1%でしたが、令和12年度には75%となることを目指して取り組みます。

### 町のサービスに関する情報を得られている人の割合

令和6年度

⇒

令和12年度

64.1%

75.0%

### 3)今後の方向

#### ①包括的な支援体制の整備

項目	内容
断らない相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護や障がい、子育てなど様々な分野にかかる相談支援を一体的に実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める包括的な相談支援体制の整備に努めます。</li> <li>複合的な課題を抱える相談者に対して、庁内関係課、関係機関と協働して支援を行います。</li> <li>必要な支援が届いていない相談者へ、アウトリーチ<sup>14</sup>等を通じて継続的な伴走支援に努めます。</li> </ul>
地域参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、地域資源を活用しながら就労支援や居住支援など社会とのつながりを回復する支援を行います。</li> </ul>
地域づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けて、様々な分野にかかる地域づくりの支援の一体的な実施に向け努めます。</li> </ul>

#### ②相談対応の充実

項目	内容
在宅療養・介護を支える相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅療養や介護を支えるために、医療機関と連携しながら町全体で医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。</li> <li>庁内関係課や関係機関のネットワークを充実し、迅速な相談対応に努め、病院から在宅へ切れ目のない的確な支援の提供に向けて関係機関と情報共有を図ります。</li> </ul>
日常生活を支える相談体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。</li> <li>町社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談（毎日型・訪問型）、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。</li> <li>町民課では、人権擁護委員による人権相談日を各地域で設けるほか、消費者問題について相談窓口を周知し被害の防止を図ります。</li> </ul>

<sup>14</sup> アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセスのことを言います。

項目	内容
高齢者に関する相談体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者に関する相談に対し、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう、地域包括支援センターを中心として各種専門機関のネットワークを活用し対応します。</li> </ul>
障がいのある人の相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者相談員及び知的障害者相談員が、本人や家族の相談に応じます。相談員の資質向上に対する支援の充実に努めます。</li> <li>精神障がい者からの相談については、専門の資格を有する保健師が応じます。</li> <li>障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。</li> <li>関係各課と連携しながら、いつでも相談できる体制づくり・関係づくりを図ります。</li> </ul>
妊娠期からの一貫した相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが気軽に相談できる環境の整備として、「子どもまるごと相談室（子ども家庭センター）」において子育てに関するあらゆる相談にワンストップで対応し、必要に応じて関係機関と連携し、妊娠期からの一貫した相談支援を行います。</li> </ul>
児童・生徒に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒に関する相談には、教育委員会・子どもまるごと相談室を中心に対応し、必要に応じて児童委員・主任児童委員と連携していきます。学校においてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するほか、養護教諭や担任等が相談に対応します。</li> <li>通級指導教室では、就学前児童を含む児童生徒の発達、生活及び学習等に関する相談に応じます。</li> <li>教育支援センターにおいて、関係機関と情報共有を行いながら、不登校・不登校傾向の児童生徒やその保護者、教職員等の相談に対応します。</li> <li>町社会福祉協議会では、教育相談を定期的に開催します。</li> <li>特別支援連携協議会の相談ネットワークを活用し、関係機関が連携しながら、特別な支援を必要とする児童・生徒に関する相談・支援を行います。</li> </ul>
母子・父子家庭等に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員が母子・父子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。</li> </ul>

### ③情報提供の充実

項目	内容
地域の民生委員・児童委員による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員は、地域住民の相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。</li> </ul>
子育て等に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもまるごと相談室」における相談対応や伴走型相談支援の中で必要な情報提供を行います。</li> <li>広報誌やホームページ、公式LINEなど様々な媒体で情報を発信し、子育てに関する情報を入手しやすいよう努めます。</li> </ul>
ボランティアに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>町社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と住民の参加を促進できるよう支援します。</li> </ul>
職業や技能を活用するための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が有する知恵や技術を地域において、役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。</li> <li>障がい者の社会復帰を促進するため、障がい者総合支援協議会と町内企業が連携して、職業に関する情報提供の場をつくります。</li> </ul>

### ④地域における現況把握、情報収集支援

項目	内容
地域における多面的（制度横断的）な情報収集のための学習活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、成年後見制度、消費者問題、防災、救急救命など時代に即したテーマで、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。</li> <li>地域運営組織、自治会、集落、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用して支援します。</li> </ul>
ケーブルテレビを活用した情報環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブルテレビを利用して、高齢者や障がい者などの社会的支援を必要とする人が安心して健康な生活を送れるよう、情報提供します。</li> <li>インターネットや情報システムを活用した見守りの体制づくりや、わかりやすい情報提供を図ります。</li> </ul>

## (2)保健・医療・福祉等多分野による連携の促進

### 1)現状と課題

- 後期高齢者の増加や高齢化率の高まり等を背景に、社会的な支援を必要とする人は増加傾向にあり、誰もが住みなれた地域で暮らし続けられるまちづくりが求められています。また同時に、高度な専門性や質の高いサービスが要求されるようになっています。
- 社会の成熟化に伴い、生活様式、家族構成、ニーズなどが多様化しており、身寄りのない人、ひきこもりや生きづらさを抱えた人も増えています。  
これらに対応し「利用者本位のサービス」を効果的・効率的に提供するためには、それぞれの生活課題を総合的、継続的に把握していく必要があります。
- 保健・医療・福祉の3分野に加えて、雇用など様々な分野が相互に密接な関係を形成し、ネットワーク化を図ることにより、利用者に効果的・効率的なサービスの提供や支援ができる環境の整備が必要です。また、保健・医療・福祉分野を担う人材の確保も重要な課題となっています。
- 各関係機関、地域の組織や団体との連携や協力体制を強化するため、相互の役割を明確にすることも求められています。また、関係団体へのヒアリングでは横のつながりを強化することが重要との意見が挙げられており、より効果的な連携のために情報共有や一体的な協議が可能となる環境づくりが求められています。

#### — 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

- 横のつながりを強化し、情報共有や連携が図れることが重要。  
縦割りではなく、団体同士の連携や複数の組織にまたがって横断的な議論、情報共有がされることなど、横のつながりを強化していくことが大切という声が挙がっており、より深い議論ができる場をつくることが求められています。

### 2)数値目標

多分野での連携が進むことを目標とし、指標を「保健・医療・福祉等の多分野が集う会議の開催数」とします。令和6年度は4回でしたが、令和12年度には5回となることを目指して取り組みます。

#### 保健・医療・福祉等の多分野が集う会議の開催数

令和6年度	⇒	令和12年度
4回		5回

### 3)今後の方針

#### ①保健・医療・福祉等の連携調整

項目	内容
福祉調整会議の充実	・児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、医療機関、代表者、それぞれの調整会議を開催し、情報提供や意見交換を行い、施策の推進、課題解決等を行います。
関係機関による連携体制の推進	・公立邑智病院の地域連携室をはじめ、地域包括支援センター、町社会福祉協議会、県央保健所、介護サービス事業所、庁内関係課を中心に、地域包括ケアシステム <sup>15</sup> の構築に向けた実情把握と検討を進めます。
多職種による横のつながりづくりの推進	・保健・医療・福祉分野における多職種、また地域の関係機関による情報交換の場の設定等を行い、横のつながりづくりを促進します。

#### ②ケアマネジメントの充実

項目	内容
ケアマネジメント <sup>16</sup> 研修会の開催	・ケアマネジメントに関わる専門職の能力の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るために、ケアマネジメント研修会を開催します。
事業所連絡会・地域ケア会議等の開催	・地域包括支援センターは事業所連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。 ・保健・医療・福祉・介護の連携を深めます。
ケアマネジメントの充実	・「利用者本位のサービス」の提供に向けて、総合的なサービス利用状況の把握やスムーズなサービス移行ができるよう高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。 ・ケアマネジメントに関する専門職の育成と人材の確保を図ります。

<sup>15</sup> 地域包括ケアシステム：高齢者だけではなく、母子、障がい者等幅広い方々が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域内でサポートし合うシステムのことを言います。

<sup>16</sup> ケアマネジメント：福祉や医療などのサービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ仕事のことを言います。

### ③ネットワークを活用した潜在的な要支援者等の把握

項目	内容
各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。</li> <li>生活困窮者等の生活支援の必要な人を把握するため、府内各課や関係機関等と連携し、保険料の滞納等生活困窮が疑われるような情報の把握・共有を図ります。</li> </ul>
新たな地域ネットワークの構築に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関等との連携による情報・相談のネットワークを安定的なものとなるよう連携強化に努めます。</li> <li>地域運営組織等と連携し、コミュニティにおける見守りネットワークの充実に努めます。</li> <li>「住民主体の高齢者の集いの場」の立ち上げや、買物支援と高齢者の見守りを組み合わせた取り組みなど、要支援者等に対し多様な取り組みの支援を検討します。</li> </ul>

### ④社会的孤立者や生活困窮者等への包括的な支援の推進

項目	内容
経済的自立のための支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。</li> <li>生活・暮らしの立て直しのために経済的支援を必要とする人には、「生活福祉資金<sup>17</sup>」の活用を紹介します。</li> <li>低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。</li> </ul>
ひきこもり等の対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>全世代にみられるひきこもり状態にある方の、社会参加に向けた支援を図るため、相談窓口の周知、安心して過ごせる居場所と役割を持つ活動を進めていきます。</li> <li>町社会福祉協議会や保健師、相談支援事業所、民生児童委員をはじめとした多機関、多職種の連携による実態把握や伴走支援により、本人だけでなく家族への、必要なサービスの提供につなげます。</li> </ul>

<sup>17</sup> 生活福祉資金：低所得者、障がい者または高齢者に対し経済的自立を図り、安定した生活を確保するため、更正・福祉・住宅・就学等の資金の貸し付けと、民生委員による必要な援助を行います。貸し付けの申込みは町社会福祉協議会です。その他、母子・寡婦福祉資金があり手続きは福祉事務所が行います。

項目	内容
生活困窮者への総合的な支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的な支援にとどまらず、複合的な課題や困りごと、不安を抱えている人に対し、町社会福祉協議会が中心となって関係機関と連携しながら、個別の状況に応じた支援に結びつけます。</li> </ul>
自死予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>邑南町自死対策計画に基づき、誰もが自死に追い込まれることのない、住み心地の良い町を目指し、地域や職場、関係機関等と連携し、こころの不調に気づき・見守り・支え合える環境づくりを推進します。</li> </ul>
身寄りのない高齢者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>身寄りのない高齢者等の支援体制の整備、必要な取組について検討します。</li> </ul>

### (3)安心して自立した生活ができる環境整備の推進

#### 1)現状と課題

○県においては「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」が制定され、社会参加の促進が図られる環境が整いつつありますが、既存の施設には利用するのに不便なものもあり、人口減少や多様な住民ニーズに対応した施設のあり方を検討していくことが求められます。

○特に、高齢者が多く、障がい者支援施設等も多い本町では、ユニバーサルデザイン<sup>18</sup>に配慮し、社会参加を促進することが重要です。誰もが活動的にできるよう公共施設や移動経路のバリアフリー化<sup>19</sup>はもとより、住宅のバリアフリー化も推進していくことが必要です。

○また、災害時には高齢者・障がい者、子どもたちのような社会的弱者が被害を受けやすいことが考えられるため、平素から災害時要配慮者を把握することが求められています。

○自主防災組織の組織率は令和8年1月現在で96.9%となっており、今後も全ての地域運営組織・自治会での組織化と、各地域運営組織・自治会・集落等において、災害発生時の具体的な避難や要配慮者への支援方法について、検討を進めることが必要です。

○お年寄りや障がい者をねらった投資詐欺、訪問販売等の消費者被害が近年拡大しています。誰もが安心して生活できるためには、消費者被害防止の取り組みが一層重要となります。

#### — アンケート調査結果からみられた現状 —

##### ●災害に備えて日ごろから地域でどんなことが必要だと思いますか。（問48）

「必要物資を備蓄して災害に備える」が57.2%で最も高くなっています。次いで日ごろから顔の見える関係づくりのために、地域でふれあえる機会を多くつくる」が40.1%、「見守りが必要な世帯を記載した防災マップを整備する」が38.5%、「で続いています。

<sup>18</sup> ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体的能力などの違いに関わらず、すべての人にできるかぎり利用可能な製品や建物、空間をデザインするという考え方を指します。

<sup>19</sup> バリアフリー：障がい者や高齢者などにとっての障害を取り除き、ハンディキャップのある人でも安心で快適な生活ができるようにしようという考え方を指します。

## — 関係団体へのヒアリング結果からみられた課題 —

### ● 災害時に備えた取り組みについて、日ごろからの意識づくりや訓練が重要

災害に対する危機意識に地域差があることが指摘されており、非常時に備えて日ごろからの話し合いや意識づくり、訓練が必要という声が挙がっています。また、避難に支援を必要とする人に関する情報共有や非常時に備えたシミュレーション、地域における防災組織の確立が必要などの意見も多く見られます。

## 2) 数値目標

地域での暮らしにおいて安心感を感じられることを目標とし、指標を「過去1年間に防災訓練に参加したことがある人の割合」とします。令和6年度は46.3%でしたが、令和12年度には60%となることを目指して取り組みます。

### 過去1年間に防災訓練に参加したことがある人の割合

令和6年度	⇒	令和12年度
46.3%		60.0%

## 3) 今後の方向

### ① 公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

項目	内容
バリアフリーのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築に関するバリアフリー化に努めます。</li><li>民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と連携し、相談窓口の紹介等を行います。</li><li>住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。</li><li>高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。車いす利用者への対応についても検討します。</li><li>住宅マスタープランに基づき、安全・安心の住生活の促進に努めます。</li></ul>

## ②地域の災害・防犯体制の充実

項目	内容
地域運営組織等の 地域組織での 災害・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ<sup>20</sup>及び地震防災マップ<sup>21</sup>を活用するとともに、自主防災組織の活動を支援し、行政と地域の連携を図りながら、地域で高齢者・障がい者等を災害から守るための対応を推進します。</li> <li>・自主防災組織や福祉サービス事業所と連携し、災害時要配慮者の具体的な行動計画（個別避難計画）の作成に取り組みます。</li> <li>・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。</li> <li>・消費者教育、防犯活動を推進します。</li> <li>・子どもを守る地域活動を子ども安全センターと連携して推進します。</li> </ul>
町地域防災計画に 基づいた福祉関係機関 の連携・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。</li> </ul>
福祉施設等の 災害対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的に実施されるように徹底を図ります。</li> </ul>
災害ボランティアの 養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の災害に対して救援活動を実施できるよう、町社会福祉協議会において災害ボランティア登録に向けた啓発及びボランティア養成を図ります。</li> </ul>

<sup>20</sup> ハザードマップ：土砂災害や洪水の被害を受けやすい箇所の予測図のことです。

<sup>21</sup> 地震防災マップ 地震での揺れやすさ、被害の予測図のことです。

### ③消費者被害防止策の推進

項目	内容
現状把握の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>町内の各種団体等と連携し、支援が必要な方の人数、既存の支援団体および支援員等の人数把握等現状把握を進めます。</li><li>各種団体等を対象としたヒアリング実施を通じて具体的な課題等について把握を進めます。</li></ul>
啓発教材の導入	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者・障がい者等に配慮した教材（動画、スライド、簡易チェックリストなど）を開発・導入し、使い方などを周知します。</li><li>支援者（家族・団体等）を対象として、早期発見できるようにつながるハンドブック等を制作・周知します。</li><li>高齢者・障がい者等を対象とした研修会等を実施します。</li><li>行政職員を対象とした研修を実施します。</li></ul>
相談・通報体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>支援者等からの相談受付のためのフローを整備し、関連団体等と共有します。</li><li>相談、通報件数をデータ化し、今後に活用できるようにデータベースとして整理します。</li></ul>